

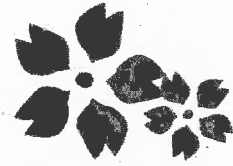
# 令和6年度 奈良県高校生等奨学給付金

しょうがくきゅうふきん

国公立用  
令和6年度  
新入生向け



## 前倒し支給



○奈良県教育委員会では、国公立高等学校等へ通う高校生等がいる非課税世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため返還不要の奨学給付金を支給しています。

○特に負担の重い新入学の時期に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し奨学給付金の一部(4月～6月分相当額)の前倒し支給を行います。

※残りの4分の3の額を受給するためには、7月にもう一度申請手続きが必要です。ただし、一度の申請で年額の支給を希望する場合は、7月に通常分の申請をしてください。

### 支給要件

令和6年4月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

- 保護者等が**奈良県内に住所を有していること**  
※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- 保護者等**全員**の道府県民税及び市町村民税の**所得割が0円(非課税)**、または**生活保護受給世帯(生業扶助)**であること(均等割は1円以上でもOK)
- 高校生等が国公立の学校等に在学し、**令和6年度の入学者**であること
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給(授業料支援)を受ける資格を有する者であること。(高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校専攻科修学支援金の補助対象となる者も含まれる。)

#### 【注意事項】

- ※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
- ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されている場合は対象外です。
- ※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税及び市町村民税の所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

### 支給額

		年額予定額	前倒し支給 (今回支給額)	7月以降 給付予定額
生活保護(生業扶助)受給世帯		32,300円	<b>8,075円</b>	24,225円
非課税世帯	第一子	122,100円	<b>30,525円</b>	91,575円
	第二子以降	143,700円	<b>35,925円</b>	107,775円
	通信制・専攻科	50,500円	<b>12,625円</b>	37,875円

※支給額は、令和6年3月時点での予定額です。